

社会保障審議会介護保険部会  
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会  
団体ヒアリングへの意見について



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会

- 介護サービスの質の確保や適切な経営を促進するための「重点化」と負担軽減を具体的に図る「標準化・効率化」の徹底
- 公開情報や既存データの活用
- 文書に係る負担軽減に関する検討・モニタリングの計画的・継続的な実施
- 文書のみならず、経営実態調査や各種調査に関する負担軽減  
(既存データの活用や必要なデータベースの開発等)

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）＜参考資料＞に盛り込まれた以下5点に関する意見について

1. 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について
2. 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について
3. 「電子申請届出システム」について
4. 地域による独自ルールについて
5. その他

# 1.指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ①指定申請等の際の「資格者証」の添付について、登録番号等の記載で代替できないか検討いただきたい。  
○行政等が行う資格管理との連動が可能か。
- ②例えば、介護サービス事業と、介護予防・生活支援サービス事業や障害者総合支援法における居宅介護・重度訪問介護等を一体的に運営している場合など、個別手続きの省略（効率化）を図っていただきたい。
- ③国が定める標準様式の提出や効率化・簡素化について、自治体間だけでなく、行政担当者間でも解釈や判断の相違がある。  
○運営指導マニュアルやガイドラインの厳密さと効率化・簡素化のバランスをとった施策を検討いただきたい。
- ④報酬請求等における申請において、例えば、毎月の職員確保等の状況により、算定していた加算の取り下げや再取得を行う場合、その都度の申請が必要となるため、「加算の取り下げや再取得にかかる申請手続きの簡素化・迅速化」を検討いただきたい。

## 【上記③・④事例（参考）】

提出書類名	提出先	業務省略の余地を含む箇所	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (加算変更時に提出する書類)	A県/ B圏域行政	行政担当者の解釈・判断の相違	A県は原則、紙媒体の提出だが、担当者によって判断が異なる場合がある。
		加算の算定取下申請⇒再度取得申請をその都度要求	算定していた加算の取得が不可能となった都度、加算取下げ申請が必要 その後、再取得が可能となった際は再度取得申請が必要 Ex)特養・短期 夜勤職員配置加算 ⇒夜勤職員の確保が困難な現在の状況下では、当該加算を算定できる月とできない月が頻繁に発生しうる。

## 2.簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

### ① 専門窓口の設置と適切かつスムーズな対応が図られる仕組みの構築

- 意見の提出がしやすく、提案・要望から改善等の対応までの期間の短縮にもつながるよう、WEB(オンライン)上での提出および回答データの集計・公表等を検討いただきたい。

### ② エビデンスに基づいた提案・要望の仕組みづくり

- 介護現場の正確な実態把握を行うため、モニタリングの計画的・継続的な実施を検討いただきたい。
- また、現場の実態にあわせ、一定の提案・要望数につながるよう、介護事業者に対する提案・要望を促す(要請する)などの検討ができないか。

### ③ 専用窓口の設置および活用に係る各事業者への周知の徹底

- ホームページ等をとおした周知と、専用窓口の役割等の説明の実施が必要。

### 3. 「電子申請届出システム」について

#### ① 電子システムの活用による各種申請・届出の負担軽減の促進

- 紙媒体の郵送提出を原則している場合や、メール添付提出を可能とする場合など、提出方法にバラつきがあるため、システムを利用した提出方法に統一いただきたい。
- 電子システム上での訂正や修正等のやりとりを可能とすることで、業務効率化が図られる。

#### ② 電子システムの利用促進のためのサポート体制の構築

- 電子システム化の実施については、各事業者や各行政の担当者によって年代やリテラシーにばらつきがあることから、システムの利用・留意マニュアルや動画等の作成を検討いただきたい。

#### 【事例(参考)】

提出書類名	提出先	業務省略の余地を含む箇所	
指定更新申請書 (事業所が6年毎に県知事の指定を受ける際に提出する書類)	C県/ D圏域行政		200ページを優に超える資料を紙媒体での提出が必要
現況報告書 (社会福祉法第59条等の規定に基づき所轄庁に届け出る書類)	E県/ F圏域行政	紙媒体での提出を要求	「財務諸表等電子開示システム」内にてPDFデータで提出しているにもかかわらず、「審査の便宜のため」という名目で、紙媒体での提出が必要

## 4.地域による独自ルールについて

### ①加算の算定における要件等の地域による独自ルールの是正

- 「居宅介護支援事業所 特定事業所加算」に係る「常勤の介護支援専門員の配置要件」の事業者の解釈誤りについて、全国複数の自治体で同一事案に対する過誤の取り扱いに大きな差がある事例あり。

#### 《通知内容》

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は、「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない（令和3年3月17日通知）。

#### 【事例（参考）】

区市	特定事業所加算の算定に係る介護支援専門員の配置要件について（保険者による取扱の違い）
G県H市 （自主返還を求めず、事業者に体制整備の猶予を与える取り扱い例）	現に加算を算定している事業者のうち、人員基準要件を満たさなくなる事業所においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年9月30日までに要件を充足してください。引き続き加算を算定できます。</li> <li>・令和2年9月30日までに配置要件を満たせない見込みである場合、速やかに取り下げの届け出をしてください。</li> </ul>
I県J市 （自主返還するよう求める取り扱い例）	常勤かつ専従の介護支援専門員3名以上を配置していない期間については、特定事業所加算（I）の算定は認められないため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全利用者について自主点検の上、該当する期間の報酬（加算）について、過誤調整により返還するとともに、</li> <li>・加算が算定されなくなる旨を市（介護保険課）へ届け出ること。</li> </ul>

### ②独自ルールの適切な把握と事業者への説明の徹底

- 可能な限り独自ルールの撤廃は望ましいものの、地域ごとの特性や社会資源が異なることにも配慮が必要。その場合は、独自ルールを明文化し、利点と欠点（留意すべき点）を整理いただきたい。



### ① LIFE等のシステムの有効活用と印刷書類の削減

- 電子化した記録データを印刷して「押印」が必要な場面がある。  
システム(画面)上で、押印や決済ができる仕組み等を検討いただきたい。
- 一方、法人の各部署において、各種記録や日誌類など必ず備えておくべきものについては、きちんと明確化したうえで、データやシステムの有効活用を念頭に、できる限り印刷書類の削減をめざしたい。

### ② 行政における連絡内容の記録化

- 電子申請届出システムの導入・活用はもちろんのこと、申請・届出等における行政とのやりとりにおいて、行政側と法人・施設側の相違、あるいは行政担当者間の相違が無いよう、行政側が受け取った(確認した)内容と、各法人・施設に送った(確認してもらった)内容の「記録化」についても検討いただきたい。